

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（神奈川県）

1 期間 第1四半期（令和3年4月～6月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	1	1回（5月）	1	1
果実類				
きのこ・山菜類	1	原木生しいたけ： 2回／年	1	1
野生鳥獣肉				
乳	1	1～2回/月	5	東部・西部
海産魚種				
内水面魚種	1	1回	2	酒匂川、相模川
その他（茶）	1	1回（5月）	1	1
小計	5	—	10	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	15	0～2回/月	15	/
計	20	—	25	/

## 令和3年度食品中の放射性物質検査について

### 1 目的

東日本大震災による原子力発電所における事故を受け、県内で生産、流通する食品の安全性の確保を図るため、食品中の放射性物質検査を実施するとともに、その結果を県民に公表する。

### 2 実施内容

#### (1) 検査対象

- ア 県内産農林畜水産物（野菜、しいたけ、原乳、魚介類等）
- イ 県内に流通する食品（県内産及び県外産）（食肉製品、清涼飲料水等）
- ウ 水道水（県内の上水（蛇口水））
- エ 学校給食食材（県等の学校給食の食材）

#### (2) 検査計画

別紙のとおり

#### (3) 担当部局

- |   |       |       |       |             |
|---|-------|-------|-------|-------------|
| ア | 環境農政局 | 緑政部   | 森林再生課 | } (1) のアを担当 |
| イ | 環境農政局 | 農政部   | 農業振興課 |             |
| ウ | 環境農政局 | 農政部   | 畜産課   |             |
| エ | 環境農政局 | 農政部   | 水産課   |             |
| オ | 健康医療局 | 生活衛生部 | 生活衛生課 | (1) のア～ウを担当 |
| カ | 教育局   | 指導部   | 保健体育課 | (1) のエを担当   |

#### (4) 検査実施機関

- ア 県機関  
衛生研究所（Ge：3台）
- イ 民間検査機関（Ge）
- ウ 国検査機関（Ge）

\*Ge：ゲルマニウム半導体検出器

#### (5) 検査結果の公表

検査結果については、すみやかに県ホームページに掲載する。  
また、必要に応じて記者発表を行う。

#### (6) 検査後の措置

食品衛生法の基準値を超えた場合は、適切な措置を行う。

## 【神奈川県】令和3年度の食品中の放射性物質検査計画

## 1 県内農林畜水産物の放射性物質検査計画

区分	対象区域	対象品目	検査の頻度等	1回の検体数	検査実施機関
農産物	県下全域	野菜類、果実類、茶等県内の主要農産物	1回程度／2月	1～2検体	・民間検査機関
林産物	県下全域	原木しいたけ	1回程度／6月	1検体	・民間検査機関
畜産物	東部・西部 (注1)	原乳	1回程度／月（東部又は西部）	1検体	・衛生研究所
水産物	東京湾・相模湾 (注2)	海産魚介類、海藻	1回／2月	3検体	・民間検査機関
	相模川等 (注3)	内水面魚類：アユ、ワカサギ、ニジマス、ヒメマス	主要漁期に1回	1～2検体	

(注1) 県を東部・西部の2区域に分けて実施

東部：鎌倉市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町（7市1町）

西部：平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村（6市11町1村）

(注2) 東京湾及び相模湾の魚種等を実施

東京湾（横浜市柴漁港等、東京湾岸の漁港で水揚げされたもの）

相模湾（横須賀市佐島漁港、小田原漁港等、相模湾岸の漁港で水揚げされたもの）

(注3) 相模川、酒匂川、早川、芦ノ湖等の漁業権が設定されている河川等の漁業権対象魚種を実施

## 2 県内に流通する加工食品等（県内産及び県外産）の放射性物質検査計画

区 分	対象品目	検体数	検査実施機関
加工食品等	食肉製品 清涼飲料水 等	70検体	衛生研究所

次の事項を踏まえ、検査する食品を選択する。

- (1) その食品又は主な原材料である食品の産地が国産であることが確認された食品であり、特に17都県（\*）を産地とする、または、製造施設が所在する食品について検査を実施する。
- (2) 原因追求を可能とするため、加工度が低く、主原材料が単一である食品を中心に検査を実施する。
- (3) 対象施設における食品の管理状況を確認して、食品中の放射性物質検査が必要であると判断される食品について検査を実施する。

\* 17都県：青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡

## 3 水道水（県内の上水（蛇口水））の放射性物質検査計画

測定頻度は1年に1回、採取地点は横須賀市内で、衛生研究所が検査を実施する。

## 4 学校給食食材（県の学校給食の食材）の放射性物質検査計画

必要に応じて、学校給食において使用される食材の放射性物質検査の実施を支援する。